

令和 8 年度中野市一般廃棄物処理実施計画

第 1 基本的事項

1 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

2 処理計画量

(1) ごみ処理計画量

行政搬入可燃ごみ	6,250t
直接搬入可燃ごみ	3,633t
可燃ごみ合計	9,883t

埋立ごみ	104t
資源物	870t

総排出量	10,857t
リサイクル率	8.0%
一人一日当たりのごみ排出量	707g

(2) 排水処理計画量

し尿	2,813kℓ
浄化槽汚泥	2,386kℓ
家庭雑排水	82.86t

第2 ごみの排出抑制・減量化のための方策

1 普及啓発活動

(1) 分別説明会の実務

まなびい塾やイベント等を活用し、区・団体へ説明会を行う。

(2) ポスター・パンフレットの作成

ごみカレンダーへの分別方法掲載、分別・ごみ減量化施策等の周知を図る冊子の作成を行う。

(3) 広報なかの・市公式ホームページへの掲載

資源物回収情報や分別啓発などを掲載する。

2 資源物の品目追加及び排出機会の拡大

(1) 資源物日曜回収

通常のごみ集積場の回収以外に、スーパーマーケット駐車場等で月1回(冬期休止)資源物の回収を行う。また、ごみ集積場での回収が困難な、硬質プラスチック、古着、食用油も回収を行う。

(2) 資源物特別回収

浜津ヶ池公園駐車場で年2回、通常は埋立ごみで排出される、陶磁器(食器類)の回収を実施する。なお、令和3年度より剪定枝の回収は行わず、小型樹木粉碎機の貸出を行っている。

(3) 資源物の抽出

事業系ごみの生ごみや区の清掃等で排出される剪定枝等の東山クリーンセンターへ直接搬入される資源物として処理可能なものを抽出し、処理方法を研究する。

3 調査の実施

(1) 分別率調査

無作為に選出したごみ集積場からサンプルを採取して行う分別率調査を行う。

(2) 一般廃棄物処理業許可業者への調査

一般廃棄物処理業者のごみ回収品目や処理量の明確化を行い、再資源化処理等の指導徹底を図る。

(3) 事業者のごみ排出状況調査

コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの事業者に対し、埋立ごみやびんなどの処理方法について調査を行い、事業者へ再資源化活動等の積極的な指導を行う。

4 リサイクルの推進

(1) 生ごみ堆肥化機器等補助金

生ごみ自家処理を促進するため、生ごみ堆肥化機器の購入助成を行う。

(2) 資源物集団回収への報奨金

地域における資源物集団回収の利用促進を図るため、小学校や中学校等の実施団体に対し報奨金を交付する。

(3) リサイクルへの理解

プラスチック製容器包装等の中間処理施設又は再商品化施設の見学の機会を設ける。

第3 処理方法

1 収集方法

区分	収集回数	収集方法	収集実施者
可燃ごみ	週 2 回	別に定めるごみ収集計画により、ごみ集積所から収集	家庭ごみ収集運搬委託業者
埋立ごみ	月 1 回		
空き缶・金属	月 2 回		
プラスチック製容器包装	週 1 回		
白色トレイ	月 1 回		
紙パック			収集運搬委託業者
びん	月 2 回	上記の回収方法と市内スーパー等で行う資源物日曜回収	
ペットボトル	(12月から 2 月は月 1 回)		
段ボール・新聞紙・雑がみ・雑誌			
古着	月 1 回	市内スーパー等で行う資源物日曜回収	
廃食用油	(12月から 2 月は除く)		
硬質プラスチック			
陶磁器	年 2 回	浜津ヶ池公園駐車場にて行う資源物特別回収	
有害ごみ		市民大清掃日に区毎に回収	
粗大ごみ	随時	許可業者へ委託 直接搬入	北信保健衛生施設組合
剪定枝		希望者に小型樹木粉砕機の貸出を行う	
事業系可燃ごみ		許可業者へ委託	一般廃棄物収集運搬許可業者
し尿			
浄化槽汚泥			
家庭雑排水汚泥			

2 処分方法

区分	処分方法	最終処分方法	処分実施者
可燃ごみ	切断・焼却	埋立	北信保健衛生施設組合
埋立ごみ	埋立		
金属類	選別・圧縮・破碎	資源化	(公益) 日本容器包装リサイクル協会 処分委託業者 (公益) 日本容器包装リサイクル協会 処分委託業者
プラスチック製 容器包装	選別・圧縮・梱包		
白色トレイ			
紙パック			
びん			
ペットボトル			
段ボール・新聞紙・雑がみ・雑誌			
古着	選別		
廃食用油	原料化	資源化	
陶磁器	破碎		
硬質プラスチック			
有害ごみ	選別		
粗大ごみ	選別・焼却		
剪定枝	破碎	資源化又は埋立	市
事業系可燃ごみ	選別・切断・焼却	埋立	一般廃棄物処分業許可業者
し尿	脱水・堆肥化	堆肥化	市
浄化槽汚泥			
家庭雑排水汚泥			民間業者

3 許可方針

1 一般廃棄物収集運搬業

一般廃棄物の収集運搬については、現在、許可している業者等の処理能力において十分な処理が可能であることから、一般廃棄物収集運搬業の新規の許可については、平成31年度から原則として行っていない。ただし、次の場合は許可を行います。

- ・市外で収集したごみを市内の処理施設や処理業者に運搬する等、市内において収集を行わない業者等の申請
- ・更新の許可申請を失念していた等の理由に基づき、許可期限の満了日までに更新許可をしなかった業者の申請
- ・既存個人許可業者が法人化する場合、又は、既存法人許可業者が合併する場合の申請
- ・国や県等の入札に係る申請（許可範囲を限定）

2 一般廃棄物処分業

平成31年度から原則として新規の許可は行っていない。ただし、適正処理することが確実であり、かつ、中野市内の既存処理施設において処理が困難である廃棄物を扱う場合は、許可を行います。

3 許可方針の見直し

許可方針については、毎年度策定する中野市一般廃棄物処理実施計画の策定時に検討し状況に応じて見直すこととします。

第4 市外搬出について

中野市内で資源化处理等ができない事業系一般廃棄物に該当する一部のごみについては、必要に応じて処理施設のある市町村との協議終了後、法施行令第4条第9号イに基づく通知をし、処理を行う。

第5 施設概要

1 中間処理施設の概要

施設名	北信保健衛生施設組合 東山クリーンセンター
所在地	中野市大字中野1308番地1他
型式・処理方法	全連続燃焼式火格子焼却炉・焼却
稼働年月	平成10年4月
処理能力	130t／日

2 最終処分施設の概要

施設名	北信保健衛生施設組合最終処分場
所在地	中野市大字大俣1120番地
設置年月日	平成16年10月
処理能力	35m ³ ／日